

定例公安委員会の開催状況について

令和7年3月13日に定例山形県公安委員会が開催されました。議事の概要は次のとおりでした。

1 定例会審議事項

(1) 交通規制の解除について（信号機の撤去）

上山署・新庄署管内における交通規制の解除（信号機3基の撤去）について説明がなされた後、審議が行われ決定した。

各委員から、学校の廃校や高規格道路の開通等、交通事情の変化によるものであり、地元のコンセンサスも得ていることから妥当である旨の発言があった。

2 定例会報告事項

(1) 4月の行事予定について

4月の行事予定について報告があった。

(2) SNS等利用による非行及び犯罪被害の防止について

SNS等利用による非行及び犯罪被害の防止について報告があった。

委員から、SNSは、様々な利便性がある反面、犯罪等に利用されるケースが増加していることから、フィルタリングの設定等、子どもを守るための対策について、学校や保護者の理解が得られるように働き掛けるとともに、広報活動も強化していただきたい旨の発言があった。

委員から、ほぼ全ての中学校高校で生徒を対象にした非行防止に係る広報啓発活動が行われているとのことであるが、生徒がSNSによってどのような事件等に巻き込まれるのかなどについて、教職員を対象とした広報啓発も行っていただきたい。併せて、SNS利用が低年齢化しているため、小学校での広報啓発活動も実施していただきたい旨の発言があった。

委員から、SNSに起因する児童の犯罪被害件数は、令和6年に急増していることから、現在行っている学校での広報啓発活動に加え、親世代を対象に、子どもが犯罪被害に遭わない、また加害者にさせないための広報啓発活動に努めていただきたい旨の発言があった。

(3) 高畠町職員らによる贈収賄等事件の検挙について

高畠町職員らによる贈収賄等事件の検挙について報告があった。

委員から、不正を伴う公務員や業者については、引き続きしっかりとした取締り及び情報収集を行っていただきたい旨の発言があった。

委員から、小さなことを見逃さずに捜査している成果である旨の発言があった。

委員から、公務員による不正な犯罪をしっかりと摘発していく姿勢は、これからも続けていただきたい旨の発言があった。

3 個別審議等会議

○ 公安委員会規則の改正について

警察本部から、山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年12月県公安委員会規則第6号）の改正について説明を受け、決定した。

○ 組織整備に伴う公安委員会規則等の改正について

警察本部から、組織整備に伴う山形県公安委員会公文書管理規則（令和2年3月県公安委員会規則第5号）をはじめとする各規定の改正について説明を受け、決定した。

○ 自動車運転代行業者に対する行政処分について

警察本部から、自動車運転代行業者に対する営業停止命令と弁明の機会の付与について説明を受け、決定した。

○ 運転免許行政処分審査

警察本部から、運転免許の取消処分に係る意見の聴取、聴聞結果について説明を受け、決定した。

○ 一定の病気を理由とした運転免許の取得拒否処分について

警察本部から、一定の病気であることを理由とした運転免許の取得拒否処分について説明を受け、決定した。

○ 監察案件について

警察本部から、監察案件について報告があった。

○ 令和6年中の取調監督実施状況について

警察本部から、令和6年中の取調監督実施状況について報告があった。

○ 公安委員会宛て苦情に係る文書の受領について

警察本部から、公安委員会宛て苦情に係る文書の受領について報告があった。